

地方公営企業等金融機構資産評価委員会

日時：平成21年 2月12日（木）

14：00～15：00

場所：総務省 第3特別会議室

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 委員会規則の制定
 - (2) 委員長の選出
 - (3) 地方公営企業等金融機構の概要等について
 - (4) 評価要領（案）について
 - (5) 評価決定書（案）について
 - (6) その他
3. 閉会

資料

- | | |
|-------|-------------------------|
| 資料1 | 評価委員名簿 |
| 資料2 | 地方公営企業等金融機構資産評価委員会規則（案） |
| 資料3 | 地方公営企業等金融機構の概要等について |
| 資料4 | 評価要領（案） |
| 資料5 | 評価調書（案） |
| 資料6 | 評価決定書（案） |
| 参考資料1 | 評価委員について |
| 参考資料2 | 承継資産等貸借対照表（案） |

評価委員

- 久保 信保 (総務省自治財政局長)
- 川北 力 (財務省大臣官房総括審議官)
- 中村 明雄 (財務省理財局次長)
- 渡邊 雄司 (地方公営企業等金融機構理事長)
- 井手 英策 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究科准教授)
- 岡村幸四郎 (埼玉県川口市長 (全国市長会財政委員会委員長))
- 荒木 泰臣 (熊本県嘉島町長 (全国町村会財政部会長))
- 鈴木 豊 (青山学院大学 会計プロフェッション研究科 教授、公
認会計士)
- 小谷 芳正 (社団法人日本不動産鑑定協会理事、不動産鑑定士)

※ 公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第25条第1項の
規定順

地方公営企業等金融機構資産評価委員会規則（案）

（組織）

第一条 地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十条第一項に規定する評価委員（以下「委員」という。）は、地方公営企業等金融機構資産評価委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（運営）

第二条 委員会の運営は、公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第二百二十六号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（委員長）

第三条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第四条 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて招集する。

第五条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第六条 会議は、委員の過半数の出席（第八条第二項の規定による出席を含む。次条において同じ。）がなければ、開くことができない。

第七条 会議の議事は、委員の過半数で決する。

第八条 委員は、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使することができる。

この場合において、委員は、議長に対し、あらかじめ委任状を提出し、議長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使する委員は、会議に出席した委員とみなす。

第九条 会議に出席する委員は、あらかじめその指名する者を出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

2 議長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

第十条 会議は、非公開とする。

- 2 会議資料は、公開とする。ただし、会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第十一条 会議の議事の概要は、議事録に記載しなければならない。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 会議開催の日時及び場所
 - 二 出席者の氏名
 - 三 議題
 - 四 議事の経過及びその結果
- 3 議事録は、議長の署名を受けなければならない。
- 4 議事録は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認めた事項については、非公開とすることができる。

(事務局)

第十二条 委員会の庶務は、総務省自治財政局公営企業課において処理する。

(雑則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

「地方公営企業等金融機構資産評価委員会」
ご説明資料

地方公営企業等金融機構の
概要等について

平成21年2月12日(木)
地方公営企業等金融機構

目次

< I 概要について >	1
< II ガバナンスの仕組みについて >	2
< III 業務の基本的な仕組みについて >	3
< IV 貸付業務について >	4
< V 財務基盤について >	5
< VI 地方公共団体金融機構の創設について >	6

I 概要について

■ 根 拠 法

- ・ 地方公営企業等金融機構法

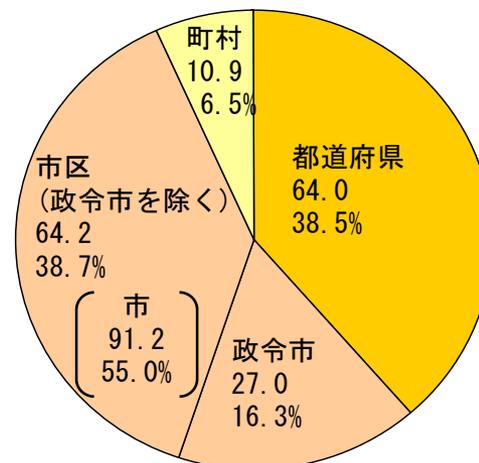
■ 目 的

- ・ 地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通
- ・ 地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を実施
→地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与

■ 出 資 金

- ・ 総 額 166億円
- ・ 出資者 全都道府県・市区町村 1,857団体 (平成20年8月1日)

地方公共団体別出資額及び割合(単位:億円)



■ 理 事 長

- ・ 渡邊 雄司

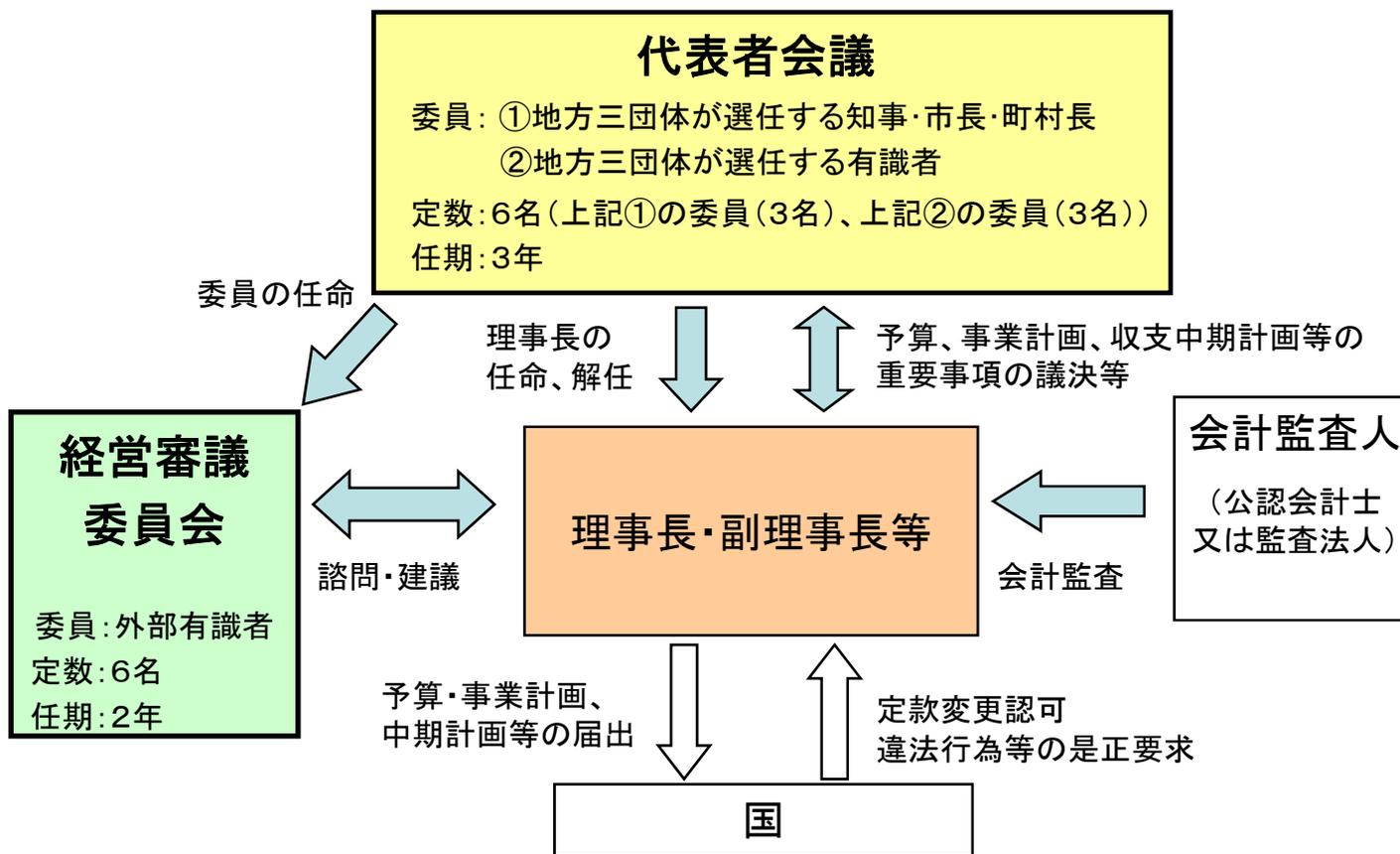
■ 職 員 数

- ・ 79人(平成20年10月1日)

※出資額の合計については、四捨五入のため、実際の額とは異なります。

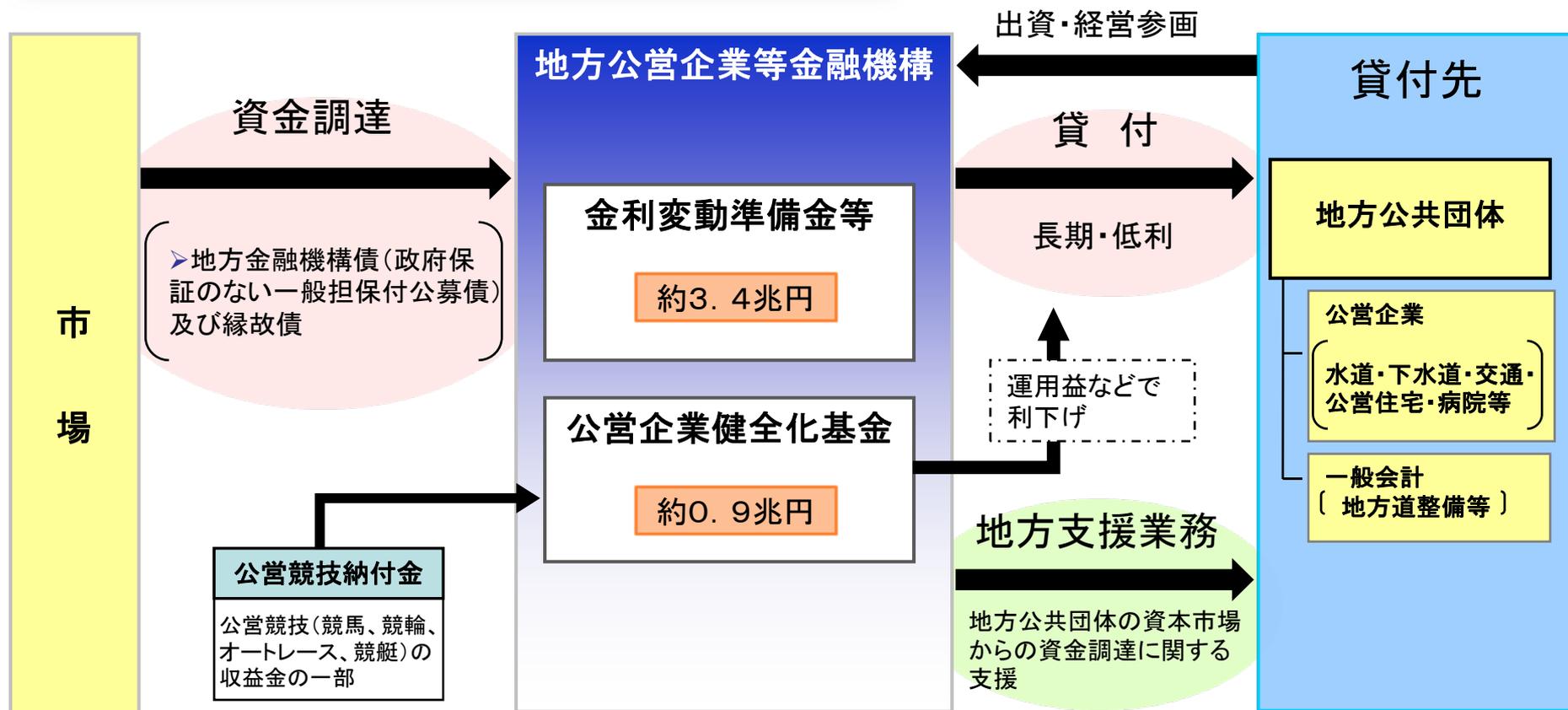
Ⅱ ガバナンスの仕組みについて

■ 外部有識者の代表者会議・経営審議委員会への参画や会計監査人による監査等により、責任あるガバナンスを確保



Ⅲ 業務の基本的な仕組みについて

貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(平成20年10月1日)

IV 貸付業務について

- 地方債計画に計上された公的資金として、地方公共団体の事業に限定し、長期・低利の貸付を実施

貸付対象

- 貸付先は地方公共団体のみ
- 貸付対象は公営企業及び「臨時三事業(※)」
 - ※臨時三事業とは、臨時地方道路整備事業、臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業をいう。
- 同意(許可)を得られた地方債のみが対象

貸付期間・貸付利率

- 超長期の貸付期間
- 地方公共団体が機構以外の者から資金調達する場合の資金調達コストを勘案し、かつ、機構の収入が支出を償うに足るよう貸付利率を設定

地方債計画との関係

- 機構資金は、公的資金として、全額地方債計画に計上

貸付の審査体制

- 新たに審査室を設置し、貸付審査体制を強化

V 財務基盤について

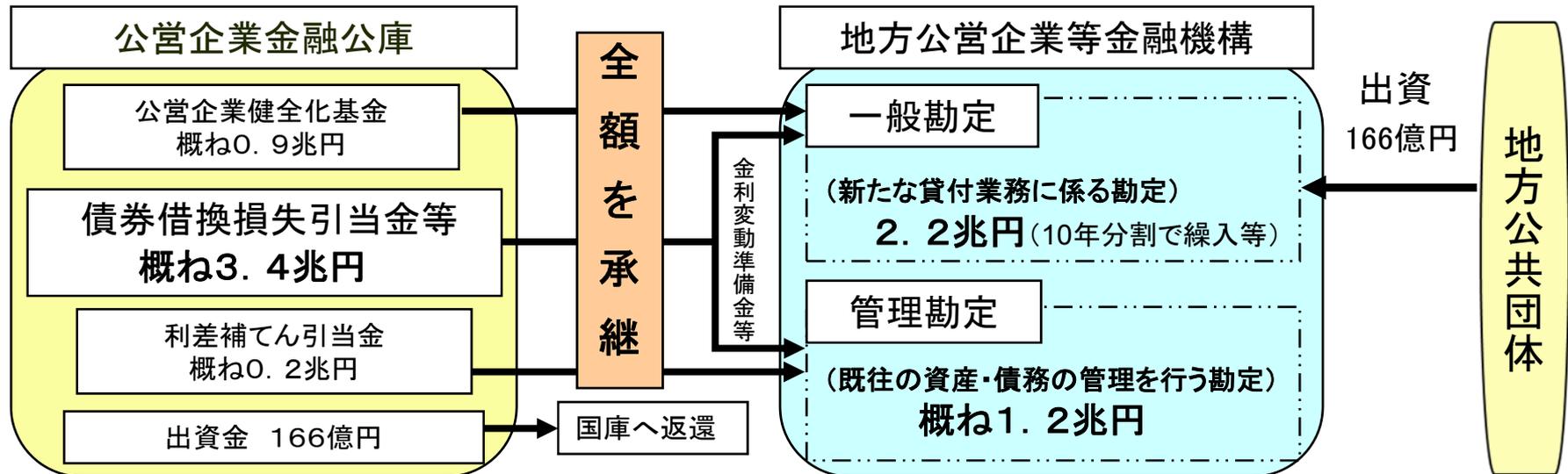
- 公営公庫から承継した金利変動準備金等概ね3.4兆円をはじめとする良好な財務基盤を有し、これら厚い実質的な自己資本等により安定的な収支構造を確保

金利変動準備金等

- 公庫の債券借換損失引当金等(約3.4兆円)を全額承継し、金利変動準備金等として積み立てることにより、金利変動リスクに対応し、円滑な業務運営を行うための十分な財務基盤を確保

公営企業健全化基金

- 公営競技の収益金を原資とする公営企業健全化基金を全額(約0.9兆円)承継し、運用益等を用いて貸付利率を軽減



※ 公営公庫から承継した既往の貸付債権及び発行債券は、管理勘定において管理

(平成20年10月1日)

VI 地方公共団体金融機構の創設について

- 「生活対策」に盛り込まれた地方公共団体支援策の一つである「地方自治体(一般会計)に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」について、当機構を改組することによりその実現が図られる予定

▶ 「地方共同の金融機構の創設」に関する主なポイント

	現 行	地方共同の金融機構
名 称	地方公営企業等金融機構	地方公共団体金融機構
貸付対象	公営企業及び臨時3事業	一般会計についても貸付対象

評 価 要 領 (案)

地方公営企業等金融機構法（平成19年5月30日法律第64号。以下「法」という。）附則第10条第1項の規定により、地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）に承継される資産及び負債の価額の評価は、下記により実施するものとする。

記

1 評価の対象

評価の対象は、法附則第10条第1項の規定により、公営企業金融公庫から機構に承継される資産及び負債（以下「承継財産」という。）の価額とする。ただし、承継される物品のうち、承継時における貸借対照表の資産の部に計上することを要しないものを除く。

2 評価の方法

承継財産の価額の評価は、法附則第10条第2項の規定により、平成20年10月1日現在における時価を基準として行うものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でない認めるときは、時価によらずに評価するものとする。

具体的な評価の方法は、別添のとおりとする。

3 評価額の決定

承継財産の評価額の決定は、4により作成された評価調書に基づき、法附則第10条第1項の規定に基づき、評価委員が行うものとする。

4 評価調書は、総務省自治財政局公営企業課において作成するものとする。

資産・負債の評価方法（案）

【資産の評価方法】

科目	評価方法	根拠
貸付金	・ 取得価額（貸付金の債権金額）	・ 「金融商品に関する会計基準」Ⅳ
有価証券 （満期保有目的の有価証券）	・ 取得原価（有り高）	・ 「金融商品に関する会計基準」Ⅳ
現金預け金	・ 取得価額（簿価、有り高）	・ 「企業会計原則」第三貸借対照表原則5
その他資産		
未収収益	・ 適正な期間按分計算を実施した価額	・ 「企業会計原則注解」注5
その他の資産（差入保証金、長期前払費用、未収金、仮払消費税）	・ 取得価額（簿価）	・ 「企業会計原則」第三貸借対照表原則5 ・ 「企業会計原則注解」注5
有形固定資産		
建物及び土地	・ 不動産鑑定士による鑑定評価額	・ 法附則第10条第2項に基づく時価評価
造作	・ 公庫の最終事業年度の期末日時点の減価償却後の価額 ただし、当該価額が20万円以上のものを計上	・ 「企業会計原則」第三貸借対照表原則5
器具・備品及び車両運搬具	・ 公庫の最終事業年度の期末日時点の減価償却後の価額 ただし、当該価額が20万円以上のものを計上	・ 「企業会計原則」第三貸借対照表原則5
リース資産	・ 公庫の最終事業年度の期末日時点の価額 ただし、リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のものを除く	・ リース取引に係る会計基準
美術品等	・ 民間精通者による評価額	・ 美術品等については、個別に評価するための指標がないため民間精通者に評価を依頼し、当該鑑定額を評価額とした
無形固定資産		
ソフトウェア	・ 減価償却後の価額（簿価） ただし、当該価額が20万円以上のものを計上	・ 研究開発費等に係る会計基準
電話加入権	・ 相続税評価額	・ 「企業会計原則」第三貸借対照表原則5

【負債の評価方法】

科目	評価方法	根拠
債券	・債務残高（償却原価法）	・「金融商品に関する会計基準」Ⅳ
その他負債		
未払費用	・適正な期間按分計算を実施した価額	・「企業会計原則注解」注5
職員預り金	・適正な簿価	・「金融商品に関する会計基準」Ⅳ
受託金	・債務額（簿価）	・「金融商品に関する会計基準」Ⅳ
未払金	・既に提供を受けた役務等で未払いとなっている額	・「企業会計原則注解」注5
リース債務	・適正な取引額	・リース取引に係る会計基準
長期未払金	・適正な簿価	・「企業会計原則注解」注5
その他の負債	・機構が支払義務を負っている金額	・「金融商品に関する会計基準」Ⅳ
賞与引当金	・職員等の賞与の支出に備えるものとして、賞与支給見込額の公庫の最終事業年度の負担額	・「企業会計原則注解」注18
退職給付引当金	・承継時の退職給付債務及び年金資産見込額	・退職給付に係る会計基準
公営企業健全化基金	・法附則第26条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第28条の2第1項の公営企業健全化基金の承継時点における金額に相当する金額	・法附則第9条第11項
金利変動準備金	・法附則第9条第8項の規定に基づき金利変動準備金として整理された金額	・法附則第9条第8項
公庫債権金利変動準備金	・法附則第9条第9項の規定に基づき公庫債権金利変動準備金として整理された金額	・法附則第9条第9項
利差補てん積立金	・公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第26条第3項の規定に基づき利差補てん積立金として整理された金額	・公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第26条第3項

評 価 調 書 (案)

資 産

(単位:円)

区 分	数 量	評 価 額	参 照
1 貸付金		22,458,657,417,138	資料5-1
2 有価証券		1,347,000,000,000	資料5-2
3 現金預け金		77,898,737,980	
現金		230,047	
預け金		77,898,507,933	
4 その他資産		17,179,552,653	資料5-3
未収収益		15,949,210,539	
その他の資産		1,230,342,114	
5 有形固定資産		3,045,454,335	資料5-4
建物	建 1,383.03 m ²	551,106,175	資料5-4-2
	延 3,327.55 m ²		
土地	6,167.04 m ²	2,403,200,000	資料5-4-2
その他の有形固定資産		91,148,160	
6 無形固定資産		654,534,907	資料5-5
ソフトウェア		654,460,907	
その他の無形固定資産		74,000	
資産合計		23,904,435,697,013	

評 価 調 書 (案)

負 債

(単位:円)

区 分	数 量	評 価 額	参 照
7 債券		19,339,289,264,801	資料5-6
8 その他負債		32,108,688,391	資料5-7
未払費用		14,335,095,966	
職員預り金		61,912	
その他の負債		17,773,530,513	
9 賞与引当金		54,382,411	
10 退職給付引当金		217,061,139	
11 公営企業健全化基金		903,354,898,042	
基本公営企業健全化基金		903,354,898,042	
12 特別法上の準備金等		3,613,350,823,932	
金利変動準備金		220,000,000,000	
公庫債権金利変動準備金		3,256,583,817,522	
利差補てん積立金		136,767,006,410	
負債合計		23,888,375,118,716	

貸付金内訳

(単位:円)

区 分	内 訳	評 価 額
貸付金	長期貸付金	22,458,657,417,138

有価証券内訳

(単位:円)

区 分	内 訳	評 価 額
有価証券	譲渡性預金	1,347,000,000,000

その他資産内訳

(単位:円)

区 分	内 訳	評 価 額
未収収益	未収貸付金利息	15,606,309,329
	未収受託手数料	111,352,072
	その他の未収収益	231,549,138
	未収預け金利息	29,686,414
	未収有価証券利息	201,862,724
その他の資産	差入保証金(事務所敷金)	103,271,340
	長期前払費用	1,123,767,856
	未収金	672,721
	仮払消費税(リース資産に係る消費税額)	2,630,197

有形固定資産内訳

(単位:円)

区分	内訳	数量	帳簿価額(参考)	評価額	参照
建物	建物	建 1,383.03 m ²	634,770,901	297,800,000	資料5-4-2
		延 3,327.55 m ²			
	造作	7 件	253,306,175	253,306,175	
土地		6,167.04 m ²	1,233,357,199	2,403,200,000	資料5-4-2
その他の有形固定資産	器具・備品及び車両運搬具	21 件	26,529,217	26,529,217	
	リース資産	2 件	-	52,603,943	
	美術品等	22 点	10,925,000	12,015,000	

資産名	所在地	資産区分		建物評価額(円)	合計(円)	備考
		土地				
		面積(m ²)	評価額(円)			
千歳ハイム	世田谷区船橋1丁目4番17号	1,111.62	408,400,000	10,600,000	419,000,000	
蛟龍荘	調布市佐須町5丁目6番1号	1,328.51	335,000,000	24,000,000	359,000,000	
駒沢ハイム	世田谷区駒沢4丁目28番15号	618.73	327,800,000	22,200,000	350,000,000	
青葉住宅	神奈川県横浜市青葉区新石川3丁目4番6号・7号	1,899.00	563,000,000	241,000,000	804,000,000	
業務関連施設用地	世田谷区玉川4丁目19番13号	1,209.18	769,000,000	-	769,000,000	
合計		6,167.04	2,403,200,000	297,800,000	2,701,000,000	

無形固定資産内訳

(単位:円)

区分	内訳	数量	帳簿価額(参考)	評価額	参照
ソフトウェア		39 件	-	654,460,907	
その他の無形固定資産	電話加入権	37 件	-	74,000	

債券内訳

(単位:円)

区 分	内 訳	評 価 額
債券	国内債券	18,214,167,627,574
	国外債券	1,125,121,637,227

その他負債内訳

(単位:円)

区 分	内 訳	評 価 額
未払費用	未払国内債券利息	7,913,540,172
	未払国外債券利息	6,421,555,794
職員預り金(厚生年金保険料預り金等)		61,912
その他の負債	受託金	104,526,336
	未払金	34,965,756
	リース債務	55,234,140
	長期未払金	1,123,767,856
	その他の負債(機構が国に支払義務を負う出資金の返還分)	16,455,036,425

評価決定書（案）

地方公営企業等金融機構法（平成19年5月30日法律第64号）附則第10条第1項の規定により、地方公営企業等金融機構に承継された資産の価額は、23,904,435,697,013円、負債の価額は、23,888,375,118,716円とする。

価額の決定については、資料4の評価要領に従って、資料5の評価調書の通り決定したものである。

平成21年2月12日

地方公営企業等金融機構評価委員

総務省自治財政局長	久保 信保	印
財務省大臣官房総括審議官	川北 力	印
財務省理財局次長	中村 明雄	印
地方公営企業等金融機構理事長	渡邊 雄司	印
横浜国立大学大学院国際社会科学研究科准教授	井手 英策	印
埼玉県川口市長（全国市長会財政委員会委員長）	岡村 幸四郎	印
熊本県嘉島町長（全国町村会財政部会長）	荒木 泰臣	印
公認会計士（青山学院大学教授）	鈴木 豊	印
不動産鑑定士（社団法人日本不動産鑑定協会理事）	小谷 芳正	印

評価委員について

1 評価委員の役割

評価委員は、地方公営企業等金融機構が旧公営企業金融公庫の解散時に公庫から権利及び義務を承継するに際して、承継する資産及び負債（以下「承継財産」という。）を評価し、その価額を決定することを役割とする。

（地方公営企業等金融機構法附則第10条第1項）

2 評価委員による評価の趣旨

地方公営企業等金融機構の承継財産の評価を適正かつ公正に行うため。

3 承継財産の評価の基準

評価委員が承継財産の評価をしようとするときは、承継の日（平成20年10月1日）現在における承継財産の時価を基準とする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないとき認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。

（地方公営企業等金融機構法附則第10条第2項）

4 評価委員の構成

- ・ 総務省の職員 1人
 - ・ 財務省の職員 2人
 - ・ 機構の役員 1人
 - ・ 都道府県知事の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下この項において同じ。）が推薦した者 1人
 - ・ 市長の全国的連合組織が推薦した者 1人
 - ・ 町村長の全国的連合組織が推薦した者 1人
 - ・ 学識経験のある者 2人
- 合計9人

（公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第25条第1項）

5 評価の方法

承継財産の評価は、評価委員の過半数の一致による。

（公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第25条第2項）

<関連条文>

○地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）（抄）

附 則

（承継される財産の価額）

第十条 機構が公庫から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。

2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、平成二十年十月一日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でない認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。

3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

○公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第二百二十六号）（抄）

（機構が承継する資産に係る評価委員の任命等）

第二十五条 法附則第十条第一項の評価委員は、次に掲げる者につき総務大臣が任命する。

一 総務省の職員 一人

二 財務省の職員 二人

三 機構の役員 一人

四 都道府県知事の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下この項において同じ。）が推薦した者 一人

五 市長の全国的連合組織が推薦した者 一人

六 町村長の全国的連合組織が推薦した者 一人

七 学識経験のある者 二人

2 法附則第十条第一項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 法附則第十条第一項の規定による評価に関する庶務は、総務省自治財政局公営企業課において処理する。

承継資産等貸借対照表(案)

(平成20年10月1日現在)

【法人全体】

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,458,657,417,138	債券	19,339,289,264,801
有価証券	1,347,000,000,000	その他負債	32,108,688,391
現金預け金	77,898,737,980	未払費用	14,335,095,966
現金	230,047	職員預り金	61,912
預け金	77,898,507,933	その他の負債	17,773,530,513
その他資産	17,179,552,653	賞与引当金	54,382,411
未収収益	15,949,210,539	退職給付引当金	217,061,139
その他の資産	1,230,342,114	公営企業健全化基金	903,354,898,042
有形固定資産	3,045,454,335	基本公営企業健全化基金	903,354,898,042
建物	551,106,175	特別法上の準備金等	3,613,350,823,932
土地	2,403,200,000	金利変動準備金	220,000,000,000
その他の有形固定資産	91,148,160	公庫債権金利変動準備金	3,256,583,817,522
無形固定資産	654,534,907	利差補てん積立金	136,767,006,410
ソフトウェア	654,460,907		
その他の無形固定資産	74,000	負債の部合計	23,888,375,118,716
		(純資産の部)	
		管理勘定利益積立金	16,060,578,297
		純資産の部合計	16,060,578,297
資産の部合計	23,904,435,697,013	負債の部及び純資産の部合計	23,904,435,697,013

承継資産等貸借対照表(案)

(平成20年10月1日現在)

【一般勘定】

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
有価証券	1,347,000,000,000	その他負債	16,614,858,813
現金預け金	77,898,737,980	職員預り金	61,912
現金	230,047	その他の負債	16,614,796,901
預け金	77,898,507,933	賞与引当金	54,382,411
その他資産	105,901,537	退職給付引当金	217,061,139
その他の資産	105,901,537	公営企業健全化基金	903,354,898,042
有形固定資産	3,045,454,335	基本公営企業健全化基金	903,354,898,042
建物	551,106,175	管理勘定借	1,191,818,326,396
土地	2,403,200,000	特別法上の準備金等	220,000,000,000
その他の有形固定資産	91,148,160	金利変動準備金	220,000,000,000
無形固定資産	654,534,907		
ソフトウェア	654,460,907	負債の部合計	2,332,059,526,801
その他の無形固定資産	74,000		
公営企業健全化基金管理勘定貸	903,354,898,042	(純資産の部)	
		純資産の部合計	0
資産の部合計	2,332,059,526,801	負債の部及び純資産の部合計	2,332,059,526,801

承継資産等貸借対照表(案)

(平成20年10月1日現在)

【管理勘定】

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,458,657,417,138	債券	19,339,289,264,801
その他資産	17,073,651,116	その他負債	15,493,829,578
未収収益	15,949,210,539	未払費用	14,335,095,966
その他の資産	1,124,440,577	その他の負債	1,158,733,612
一般勘定貸	1,191,818,326,396	公営企業健全化基金一般勘定借 特別法上の準備金等	903,354,898,042
		公庫債権金利変動準備金	3,393,350,823,932
		利差補てん積立金	3,256,583,817,522
		負債の部合計	136,767,006,410
			23,651,488,816,353
		(純資産の部)	
		管理勘定利益積立金	16,060,578,297
		純資産の部合計	16,060,578,297
資産の部合計	23,667,549,394,650	負債の部及び純資産の部合計	23,667,549,394,650